

「普通預金規定(無利息型普通預金を含む)」改正のお知らせ

当金庫は「未利用口座管理手数料」を新設し、令和2年10月1日以降に新規開設いただいた普通預金口座（無利息型普通預金口座を含む）に導入させていただきます。

当該手数料は、令和2年10月1日以降に開設された普通預金口座（無利息型普通預金口座を含む）、総合口座で、最後の預入れ、または払戻し等によるお取引から、当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れ、または本手数料の払戻し以外に取引が無い場合に「未利用口座管理手数料」を徴求させていただくものです。

「普通預金規定(無利息型普通預金を含む)」の改正内容

1. 「未利用口座管理手数料」条項を新設

8. (未利用口座管理手数料)

- (1) 令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。

2. 手数料

1,200円（年額・税別）

3. 規定改正日

令和2年10月1日

4. 新手数料の対象口座の条件

- ① 令和2年10月1日以降に新規開設する普通預金口座(無利息型普通預金口座を含む)および総合口座
- ② 他に1円以上の定期預金、預かり資産、借入が無い
- ③ 口座残高が1万円未満
- ④ 2年間未利用の場合

改正後の「普通預金規定(無利息型普通預金を含む)」は、こちらをご覧ください。

[「普通預金規定\(無利息型普通預金を含む\)」\(改正後\) PDF \(316KB\)](#)